

第6表 救助体制等

平成27年4月1日現在

区 分 団体区分	救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第3条の規定に基づくもの						左のうち同令第4条の規定に基づくもの						うち同令第5条に基づくもの		うち同令第6条に基づくもの		救助工作車
	救 助 隊			救 助 隊 員			救 助 隊			救 助 隊 員			救助隊	救助隊員	救助隊	救助隊員	
	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	計	計	計	
県 計	55	37	18	916	596	320	45	36	9	760	580	180	11	179	1	14	53
千 葉 市	5	5	0	74	74	0	5	5	0	74	74	0	4	60	1	14	5
銚 子 市	1	0	1	18	0	18	1	0	1	18	0	18	0	0	0	0	1
市 川 市	3	3	0	54	54	0	3	3	0	54	54	0	1	18	0	0	3
船 橋 市	3	3	0	54	54	0	3	3	0	54	54	0	2	36	0	0	3
木 更 津 市	1	1	0	15	15	0	1	1	0	15	15	0	0	0	0	0	1
松 戸 市	3	3	0	48	48	0	3	3	0	48	48	0	1	20	0	0	3
野 田 市	2	0	2	27	0	27	1	0	1	18	0	18	0	0	0	0	2
成 田 市	2	1	1	26	14	12	1	1	0	14	14	0	0	0	0	0	1
旭 市	1	0	1	23	0	23	1	0	1	23	0	23	0	0	0	0	1
習 志 野 市	2	2	0	32	32	0	2	2	0	32	32	0	0	0	0	0	2
柏 市	3	3	0	57	57	0	3	3	0	57	57	0	1	21	0	0	3
市 原 市	4	3	1	71	42	29	3	3	0	42	42	0	1	14	0	0	4
流 山 市	1	1	0	14	14	0	1	1	0	14	14	0	0	0	0	0	1
八 千 代 市	1	1	0	20	20	0	1	1	0	20	20	0	0	0	0	0	1
我 孫 子 市	1	1	0	20	18	2	1	1	0	20	18	2	0	0	0	0	1
鎌 ケ 谷 市	1	0	1	14	0	14	1	0	1	14	0	14	0	0	0	0	1
君 津 市	1	1	0	14	14	0	1	1	0	14	14	0	0	0	0	0	1
富 津 市	1	0	1	15	0	15	1	0	1	15	0	15	0	0	0	0	1
浦 安 市	1	1	0	20	20	0	1	1	0	20	20	0	0	0	0	0	1
四 街 道 市	1	0	1	18	0	18	1	0	1	18	0	18	0	0	0	0	1
袖 ケ 浦 市	1	1	0	14	14	0	1	1	0	14	14	0	0	0	0	0	1
富 里 市	1	0	1	23	0	23	1	0	1	23	0	23	0	0	0	0	1
栄 町	1	0	1	12	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
安房郡市広域市町村圏事務組合	2	2	0	40	40	0	2	2	0	40	40	0	0	0	0	0	2
長生郡市広域市町村圏組合	1	1	0	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
匝瑳市横芝光町消防組合	1	0	1	26	0	26	1	0	1	26	0	26	0	0	0	0	1
山武郡市広域行政組合	2	0	2	38	0	38	1	0	1	23	0	23	0	0	0	0	2
香取広域市町村圏事務組合	2	1	1	24	12	12	1	1	0	12	12	0	0	0	0	0	2
佐倉市八街市酒々井町消防組合	2	2	0	20	20	0	2	2	0	20	20	0	1	10	0	0	2
印西地区消防組合	2	1	1	34	18	16	1	1	0	18	18	0	0	0	0	0	1
夷隅郡市広域市町村圏事務組合	2	0	2	35	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

- (注) 1. 「専任救助隊」とは災害時において、専ら救助工作車で出動し救助活動を行う隊をいう。
 2. 「兼任救助隊」とは災害の態様により、救助活動のほか消火活動等を兼ねる隊をいう。
 3. 「専任救助隊員」とは辞令又は職務命令により専ら救助活動を行う者(ただし、救助を要しない火災時には、消火活動を行う者を含む。)
 4. 「兼任救助隊員」とは専任救助隊員以外の者をいう。

第6表－2 救助体制等
(救助隊別)

平成27年4月1日現在

区 分 団体系分	救 助 隊						特 別 救 助 隊						高 度 救助隊		特別高度 救 助 隊	
	救 助 隊			救 助 隊 員			救 助 隊			救 助 隊 員			救助隊	救助隊員	救助隊	救助隊員
	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	計	計	計
県 計	10	1	9	156	16	140	34	25	9	581	401	180	10	165	1	14
千 葉 市							1	1		14	14		3	46	1	14
銚 子 市							1		1	18		18				
市 川 市							2	2		36	36		1	18		
船 橋 市							1	1		18	18		2	36		
木 更 津 市							1	1		15	15					
松 戸 市							2	2		28	28		1	20		
野 田 市	1		1	9		9	1		1	18		18				
成 田 市	1		1	12		12	1	1		14	14					
旭 市							1		1	23		23				
習 志 野 市							2	2		32	32					
柏 市							2	2		36	36		1	21		
市 原 市	1		1	29		29	2	2		28	28		1	14		
流 山 市							1	1		14	14					
八 千 代 市							1	1		20	20					
我 孫 子 市							1	1		20	18	2				
鎌 ケ 谷 市							1		1	14		14				
君 津 市							1	1		14	14					
富 津 市							1		1	15		15				
浦 安 市							1	1		20	20					
四 街 道 市							1		1	18		18				
袖 ケ 浦 市							1	1		14	14					
富 里 市							1		1	23		23				
栄 町	1		1	12		12										
安房郡市広域市町村圏事務組合							2	2		40	40					
長生郡市広域市町村圏組合	1	1		16	16											
匝瑳市横芝光町消防組合							1		1	26		26				
山武郡市広域行政組合	1		1	15		15	1		1	23		23				
香取広域市町村圏事務組合	1		1	12		12	1	1		12	12					
佐倉市八街市酒々井町消防組合							1	1		10	10		1	10		
印西地区消防組合	1		1	16		16	1	1		18	18					
夷隅郡市広域市町村圏事務組合	2		2	35		35										

- (注) 1. 「専任救助隊」とは災害時において、専ら救助工作車で出勤し救助活動を行う隊をいう。
 2. 「兼任救助隊」とは災害の態様により、救助活動のほか消火活動等を兼ねる隊をいう。
 3. 「専任救助隊員」とは辞令又は職務命令により専ら救助活動を行う者(ただし、救助を要しない火災時には、消火活動を行う者を含む。)
 4. 「兼任救助隊員」とは専任救助隊員以外の者をいう。